



★お願い その1

同封&配布して下さい

1万人キャンペーンチラシがたくさんあります。あなたの一口2000円で2000年「女性国際戦犯法廷」を成功させよう！と、調査や「女性法廷」のための費用の協力を呼びかけたもの。機関誌やニュースレターなどの発送のときに同封して下さい。集会などの資料に折り込んで下さい。

★お願い その2

賛同人・団体になってください

巻頭言で松井代表が述べているように今年も「女性国際戦犯法廷」に向けて大事なステップとなる国際シンポジウムを12月12日(日)午前10時-4時30分、早稲田大学で開きます。ゲストのうち二人はヨーロッパから来られます。渡航費用・滞在費もかかります。ぜひ、趣旨をご理解の上、賛同人・賛同団体になってください。

★お願い その3

お手伝いください

入会時、あるいは、ニュースなどでも度々呼びかけていますがボランティアを大募集中です。
・自宅で電子メールやパソコンを使って、原稿の打ち込み、編集をして下さる方
・事務所に来週1度でも一緒に普段の事務作業から「女性法廷」のための準備作業を手伝って下さる方
・翻訳、通訳をして下さる方
・テープ起こしをして下さる方
その他、たくさんありますが、一緒にやってみようかなと思ったら事務局にご連絡下さい。ご連絡お待ちしております。



★リクエストしてください

●「戦時性暴力をどう裁くか

- 国連マクドゥガル報告全訳 (凱風社) 翻訳・出版から早くも1年がたとうとしています。ベストセラーを目指して、地元の図書館で、回りのお友だちにお勧め下さい。(1200円)

●マクドゥガル講演録

(VAWW-NET Japan 資料集 No.1) 質疑応答も、英語も日本語も付いた貴重品です。報告書同様、宣伝して下さい。(500円)

★番号、住所変更の場合はご一報を

引っ越される際、あるいは、電子メールを変更される際には事務局までご一報下さい。なお、電子メールをお持ちで、現在お知らせやニュースなどをファックス、郵便で受け取られている方はぜひメーリングリストへの登録変更をお願いいたします。

財政難



編集後記

「秋の特別号」をお届けします。普段は載せられない読み物を中心に編集してみました。先週までは暑かったのに、急に涼しくなりました。外は雨です。ニュースの発送が終わったら衣替えをしようと考えていたところ、編集作業をのぞいた人が「バザーを開いたら、1回で100万円集まるよ」と言われ全国20カ所で開催。と。とすぐ計算してしまう自分がいました。ところで、この季節のバザーには夏物を出してもいいのかな？(V)

VAWW-NET Japan ニュース

「戦争と女性への暴力」

日本ネットワーク

秋の特別号

1999年10月25日

1部100円



FAX:03-5337-4088

E-mail:vaww-net-japan@jca.apc.org

女性国際戦犯法廷」まであと1年余り、いよいよ正念場です

東京での国際実行委で準備は大きく進展

12・12 国際シンポジウムに向けてがんばりましょう

松井やより (VAWW-NET Japan 代表)

「女性国際戦犯法廷」をソウルのアジア女性連帯会議で提案してから1年半、開廷はいよいよ1年1ヶ月後に迫りました。力不足を感じることもありますが、今月初め東京での国際実行委員会での大きな進展がありました。なんといっても、「女性法廷」に先立って各国が「検事」を任命して活動を始めることを決め、日本担当「検事」はティナ・ドルゴボルさんが快諾してくださったことで、一つのハードルを越えたように思います。それに「裁判官」候補リストを確定しましたので、11月10日ワシントンで開かれる国際諮問委員会で、委員たちの協力も得て交渉を始めることになりました。

また、「女性法廷」の規模は、海外参加者は300人を越える予想され、1000人近い会場を確保するようにと日本側に求められました。「女性法廷」の期日は2000年12月8日から10日の3日間と確定し、とくに重要なのは、4日目の12月11日に現代の武力紛争下の女性への暴力被害者を招いて国際公聴会を開くことが本決まりになったことです。従って、戦時・武力紛争下の女性への暴力について、「慰安婦」問題から世界各地の現在の状況まで総合的に取り組む大きな国際的なイベントになります。

そのためのプレイベントとしてインドネシア、クロアチア、アルジェリアなどの女性たちを招いて国際シンポジウム「戦時・性暴力一過去と現在」にどう立ち向かうかを12月12日

(日)に開くことにしました。政治の右傾化と経済不況の逆風の中で、一人一人が全力をあげてこのシンポジウムを成功させ、2000年「女性法廷」に向けてはすみをつけたいと思います。宣伝にぜひご協力ください。

国際実行委報告にあるように、国際的なPRが必要だと、「女性法廷」ポスター募集や国際署名運動なども各国で始めることが決まりました。また、資金作りのための各国の分担も決めました。日本もその責任を果たさなければなりません。

それで、1口2000円のカンパとメッセージを集める1万人キャンペーンを始めています。高過ぎる目標かも知れませんが、多くの人に「女性法廷」のことを知ってもらい、支持してもらうためにも、努力目標の達成に力を合わせましょう。また、「慰安婦」制度についての旧軍人意識調査もできるだけ多くの方に協力をお願いします。

私たち組織にも属さない民間女性がこのような大きなイベントのホスト(受け入れ側)となることに不安も感じますが、さいわい、海外からも熱い支持が寄せられています(ニュース25号)。国内でも一人でも多くの協力者をふやすよう一層努力して、自信をもって準備を進めたいと思います。事務局のスタッフやボランティアも連日奮闘していますので、応援してください。

「女性国際戦犯法廷」国際実行委員会東京で開く
「裁判官」リスト、国際公聴会、国際PR作戦、資金計画など決まる
日本担当「検事」はティナ・ドルゴボルさん



ティナ・ドルゴボルさん 韓国から尹貞玉、金允玉、池銀姫、趙シヒョン、梁美カンさんの5人、フィリピンからインダイ・サホールさんが参加し、日本側も多数の運営委員が出席して、一日半の密度の濃い討論を行いました。

まず、韓国で「女性法廷」準備が着々と進んでおり、来年4月には「学生法廷」、10月には「予備法廷」を開くということです。真相究明活動としては挺身隊研究所が「慰安婦」からの詳しい聞き取り調査をしており、来春資料集を出版する計画。また、尹さんが中心になってサハリンの「慰安婦」調査も進められています。

この会議で各国担当「検事」を置くことが決まり、日本担当「検事」にティナ・ドルゴボルさんをお願いすることが内定したので、会議後それを伝えると、「喜んで引き受けます」と嬉しい返事が届きました。あと1年1ヶ月に迫った「女性法廷」の準備に彼女の大きな貢献が期待されます。

今回の会議で決定したことは次の通り。

1) 「女性法廷」の規模など

・日程:

12月7日夜に前夜祭、8-10日「女性法廷」、11日現代の武力紛争下の女性への暴力の国際公聴会

・被害国追加:

現在の6カ国にマレーシアとオランダを加

え8カ国に

・参加者数推定:

韓国からの100-150人を含めて被害国から約200余名、「裁判官」などの「法廷」メンバーや国際諮問委員など約40人、国際公聴会20-30人その他の一般参加者を加えると海外から合計300人以上の参加が見込まれる。それに日本国内の参加者は地方を含めて4-500人、その他内外の報道関係者などいれると1000人近くになることが予想される。

・会場:

1000人規模で、英日韓3カ国語の同時通訳設備が必要

2) 「女性法廷」憲章草案

・VAWW-NET Japan案を6月のソウルの会議に提案し、韓国側は7月に草案を作成、その両方をもとに「国際刑事裁判所にジェンダー正義を女性コーカス」が作成した草案が8月に送られてきました。それをVAWW-NET Japanで少し手直した草案を今回の会議で検討しました。

その結果、「憲章」と呼ぶこと、前文をつけることで合意。内容的にも日韓で大きな違いはないが、形式その他こまかな点で合意にいたらず、ファン・ボーベン、ロンダ・カブロン両法律顧問に意見を求めた上で国際実行委が決定することになりました。

3) 「法廷」メンバー人選

「裁判官」は9人程度

1. ダニエル・ミッテラン

(フランス) 国際人権サミット主宰

またはルイ・ジョワネ

(フランス) 「不処罰」問題国連特別報告者

加害者側の事情・都合に被害者の方で合わせろというものであり、被害女性を主体として認めないというものでした。中国判決のように被害者を主体として認めないということは、例えば強姦裁判で被害者＝主体が傷つけられる男支配の裁判(性差別)と類似しているように思えます(なお戦争は国家間で行われるのに個人の請求を戦争原因ととらえる点に論理のすり替えがあります)。

上記会議では最近注目されるアメリカにおける日本企業に対する補償請求裁判の動向が

鈴木五十三弁護士から紹介されました。アメリカでの裁判にしても加害国の弁護士の役割が重要であること及びアメリカの弁護士には戦後補償事件を経済事案として処理する傾向があるが、我々は戦後補償をあくまでも法と人権の問題としてとらえることが再確認されました。

VAWW-NET Japanが、被害者自身の主体的取り組みを支えるべく、自国の日本軍性奴隷制の刑事責任を追求しておられることに対し深く敬意を表します。



よろしくお願いします!

9月から法廷スタッフになりました木下薫です。

2000年法廷が慰安婦問題だけにとどまらず現代の性奴隷制度の問題を視野に入れていることと加害者の「処罰」を重視していることはとても重要だと思います。そして、現代の性奴隷という概念の中には買春やレイプなど、あらゆるかたちの女性にたいする暴力の問題が含まれていると思います。私は、日本社会ではまだ見過ごされたままになっている「デートレイプ」についての教育プログラムをつくって実施したり、買春文化を問い直す活動をしています。加害者(国)の責任を追及するという法廷の趣旨が自分の活動と非常に重なっていると感じ、スタッフになることを決めました。皆さんにお会いできるのを楽しみにしています。よろしくお願いします!

調査にご協力ください! 東京以外でもできることはあります。

時間がない、東京にいないと思って、ためらっている方はいませんか。

「女性国際戦犯法廷」の調査には被害者や元日本兵の聞き取りのほかに資料の発掘という大事なことがあります。都道府県の公立の図書館や大学などにも「慰安婦」に関する大切な資料が多数発掘されています。ぜひ、そちらもお手伝い下さい。

裁判ニュース

宋さんの判決は“白表紙起案”?!?

弁護士 小澤弘子

弁護団の宋神道さんへの判決に対する主な関心は、法律論の面では、二つあった。

一つは、開釜訴訟判決の認容した立法不作為に対する国賠請求についてであったが、判決は、「確かに、本件において、従軍慰安婦とされた人々の体験と境遇に思いをめぐらすと、言語に尽くしきれない苦痛と悲しさを伴ったであろうことが推測されるから、立法によりこれらの人々に対し国の手により何らかの救済を講ずる手段を創設することは、立法裁量上の選択肢の一つであり得るということが出来る。」としながらも、だからといって補償立法がされないからといって国賠法上違法とは言えない、とした。

もう一つは、本訴訟独自の理論構成である「国は民法709条に基づく不法行為責任を負う。国家無答責の原則及び時効・除斥期間制度は本件に対しては適用が排除される。なぜなら、国内法は国際法に適合するよう解釈されねばならないところ、国の本件行為は国際不法行為にあたり、国は、国際法上の責任解除義務＝被害回復義務を負うのだから、民法の解釈適用においても、国が国際法上、被害

回復義務を負うことと適格的に解釈すべきだからである」との主張に対してどのような判決がなされるか、であった。

しかし、判決はこの点も、国家無答責についての昭和25年最高裁判決、除斥期間についての平成元年最高裁判決を引用して、国の本件行為が国際法上の違法行為を構成するかどうかの判断すら回避したまま、あっさり否定した。

原告は、最終準備書面等において、国の本件行為が国際不法行為であること、司法府も国の一機関として、責任解除すべき国際法上の義務を負うことを強調した。結論はともかく、せめて、加害行為を行った国の一機関としての裁判所の責任、国民の一人としての裁判官の責任について真剣に悩んだあとの迎える判決であって欲しかった。お勉強の良くてできる司法修習生の白表紙起案のように、上手く書けてはいるが、事実の重みの感じられない判決であった（白表紙起案というのは、研修用に整理された記録に基づく判決書等の作成練習のこと）。

七三一部隊等中国事件に想う - 加害国中心主義に総対決を！

弁護士 横田雄一

ニュース執筆依頼のファックスが入った当夜、私もフィリピン弁護団の一員として第46回戦後補償問題を考える弁護士連絡協議会会議に出席しておりました。9月22日に中国七三一部隊・南京虐殺等の事件の判決があり、近くは10月1日の宋神道さんの判決その他があり、普段より空気が緊迫しておりました。

中国の判決では被害者への謝罪が求められた一方で、被害者が起訴することは有害無益、戦争を誘発するという見解が示されまし

たが、この異様な判示に対しては当然会議でも問題となりました。

日本＝加害国側に対しては特定の注文を付けながら、被害者に対しては加害国に請求すること自体を非難している中国判決の意味するところを私なりに総合的に判断すると、加害者は主体として認めるのに、被害者にはこれを認めず、加害者次第ということに帰着します。加害者の優位的支配は動きません。

女性のためのアジア平和国民基金の場合も

2. フランソワーズ・ハンブソン

(イギリス) 国連人権小委員会委員

または クリスチーナ・チンキン

(イギリス) ロンドン大学教授

3. グラサ・マシエル

(モザンビーク/南アフリカ)

紛争下の子供、マンデラ大統領夫人

4. エリザベート・ベニト

(コスタリカ) 副大統領

または イザベラ・アジェンデ

(チリ) 国会議員

5. ナワル・エル・サダウィー

(エジプト) アラブ女性解放運動

6. レベカ・クック (カナダ) 国際法学者

7. ペロ司教

(東チモール) ノーベル賞受賞者

8. ビエール・サネ

(セネガル)

アムネスティ・インターナショナル会長

または ビット・ムッタボーン

(タイ) 元子供の人権国連特別報告者

9. 韓勝憲

(韓国) 弁護士、監査院長

検事は主席検事と各国担当検事を置く

ただちに活動を開始して来年10月に起訴状を東京で発表する。

主席「検事」:

アスマ・

ジャハン

ギール

(パキスタン)

弁護士、司法外処刑問題国連特別報告者または

は モナ・リシュマウイ

(ヨルダン/パレスチナ) 国際法律家委員会

各国担当「検事」

・韓国は朴元淳弁護士、フィリピンはマーリン・マガリヨナ教授を指名
日本はティナ・ドルゴボル(オーストラリア)に依頼

・その他の国も11月末までに「検事」を決める

「専門家参考人」は各分野で証言していただく。

国際法とジェンダー: ゲイ・マクドゥーガル、ラディカ・クマラスワミ

戦時性暴力: バトリシア・セラーズ (旧ユーゴスラビア国際戦犯法廷、ルワンダ国際戦犯法廷)

処罰と補償: 戸塚悦郎

日本軍の構造: 藤原彰

トラウマ: ジュディス・ハーマン

3) 国際公聴会

・テーマ: 現代の武力紛争下の女性への暴力

・日時、会場: 12月11日(月) 500人程度の会場 同時通訳

・内容: 被害者の証言と支援者の活動報告と行動提起

・対象地域:

インドネシア、東チモール、ビルマ、アフガニスタン、カシミール、コソボ(ユー

ゴ)、アルジェリア、

ルワンダ、メキシコ

(チャパス)、グアテマ

ラなど

・セミナー: 公聴会の

翌日非公開でセミナー

を開く

4) 国際広報活動

・「法廷」への国際賛

同者を集める署名運

動 団体と個人

・「法廷」ポスター国際コンテスト

各国でポスターを募集して1位を選び、日本で選考委員会を作ってその中からグランプリを選ぶ。法廷会場に各国の10位ぐらいまでのポスターを展示する。

締め切りは来年3月ぐらい。

・国連人権委員会などでNGOフォーラムを開いて宣伝する。

・英文プロシユレとパンフレット作成
国際会議や世界各国に配るプロシユレと



弁護士も参加する憲章案検討会

「慰安婦」問題や「女性法廷」について解説した10-12ページ程度のパンフレットを作る。
・インターネットでの宣伝を強化する

5) 資金作り

予算総額 40万ドルと予想、それを目録額として募金を次のように分担する。
韓国 10万ドル、国際諮問委員会 10万ドル、日本 20万ドル(約2千万円)



韓国側の提案を説明する趙シヒョンさん

6) 「法廷」までの予定

1999年

11月9、10日 ワシントンで国際諮問委員会
12月11日 東京で国際準備会議
12月12日 東京でシンポジウム

2000年

3月末 上海でシンポジウム、
「検事」会議
(または5月にマニラで)
・4月 ソウルで「学生法廷」
・8月 「女性法廷」提出資料翻訳完了
フィリピンでプレ・イベント
・10月 東京で起訴状発表、ソウルで「予備法廷」
(まとめ 松井やより)

休憩室

(国際チーム・関 暢子)

みなさんはどう考えますか？

どう訳すのが一番いいか、昨年からずっと気になっていることばかりあります。

それはsexual slaveryというときのslaveryと、slavery-like practicesというときのpracticesです。

昨年訳したマクドゥーガルさんの報告書の表題では、悩みつつも時間に追われてとりあえず「性奴隷制」「奴隷制類似の慣行」という表現を使いました。[「制」と「慣行」に傍点か下線をつけてくださいませ]どちらも元の表現とはニュアンスが違います。「奴隷制」というと「制度」という感じがしますが、英語のslaveryは必ずしも制度が存在する必要はありません。被害者が一人でも成立することばです。「奴隷として使われること」「奴隷労働」「奴隷状態」というような意味です。女性たちがされたこと、させられたことに「労働」をあてる気にはなれず、「状態」ではそういうことをさせる人間の存在が薄められすぎのような気がして、結局、これまでよく使われてきた「制」をそのまま使ってしまった。しかし、そのため、被害者が一人でもslaveryであるというニュアンスが日本語では伝わらなくなったように思えます。訳語としては非常に不適切ではないかと思うのですが、代案を思いつきません。

同様に、英語のpracticesは日本語の「慣行」のような「いつも」「よく」「常に」というニュアンスはなく、「そういうことが実際に行われている」「現実」「実務」「実態」というような意味です。これも、「実務」とすると役所の業務のようだし、「現実」「実態」では犯人がいるということが薄らぐため、これまで使われてきた「慣行」を使いました。しかし、そのために「習慣として行われているもの」だけが問題とされているかのような印象を与える結果になったのではないかと危惧しています。

海外からの新しい文書を訳すたびにひっかかります。よい案はないでしょうか。マドゥーガルさんの報告書の表題は、ニュアンスを大事に日本語に移すと「組織的強かん、(人間を)性奴隷として使うことや、奴隷をおくのとほとんど同じような、実際に行われているさまざまなことについて」という感じなのですが…

かつて日本軍がやったことを今インドネシア軍がやっている。イタ・ナディアさん(女性グループ「カラヤナミトラ」、12月東京でのシンポジウム発言者)は暴力中止を求める署名運動をシンポジウム参加者に提案した。アチエ出身者は大きな布に激励のサインを集めた。

・カンボジア - 虐殺政権や20年間の内戦で女性たちは平和行進などで和解を求めて行動している。今も銃による暴力が横行し、人々は貧困に苦しんでいる。
・中国 - 米国などNATO軍の誤爆で中国大使館員などが死亡、抗議している。

・台湾 - 中国のミサイル発射などで脅威を受けている。国連にも入れないので、台湾女性は国際的に発言の場が限られている。

・チベット - 中国に占領されているので、インドに難民として何年も住んでいる。今武力紛争中ではないが、国を奪われているという点で紛争が続いている。シンポジウムでは中国の参加者の抗議で、名札からチベットという文字をとるようにいわれた。

・中央アジア - 5つの国があるが、武力紛争が続き、100万人の難民が出て、母子家庭も多く窮状にある。

・パキスタン - カシミール紛争が続き、インドに対抗するために核実験をやったとき、お祝いムードだった。このようなナショナリズムとイスラム原理主義の暴力が恐ろしい。離婚とかイスラムの掟に背いたとして女性を殺す「名誉殺人」も連続している。

・フィリピン - ミンダナオ島南部のイスラム系少数民族モロは差別されている。モロの女性の中には解放のための闘いに参加

して戦闘員になっている者もいる。

・沖縄 - 軍事基地が集中して米兵による性暴力が頻発している。95年の少女強かん事件以来女性たちは、女性の安全をおびやかす安全保障そのものを問うている。武力紛争でなくても軍隊の長期駐留を行動綱領の武力紛争の項目にいれてほしい。

・日本 - アジア太平洋戦争中の「慰安婦」問題で日本政府は法的責任を認めていない。戦時性暴力の不処罰が現在の武力紛争下の性暴力につながっている。女性への戦争犯罪の処罰を求めるために、「女性国際戦犯法廷」を被害国と共に2000年12月に東京で開く。

これからの課題ととるべき行動として以下の提

案をしました。

・北京会議以後、国際刑事裁判所(ICC)規程の採択で女性への戦争犯罪を裁くことになったが、ICC設立のための批准キャンペーンを強めるべきだ。

・コンボや東チモールなど武力紛争が起こり、また、核兵器競争激化、武器貿易の拡大、日米ガイドラインなどの新しい防衛協力体制、市民社会の軍事化、国家の暴力悪化、国内難民の増加、核廃棄物処理問題、人権運動への攻撃、強制労働、子供兵士、軍事基地など事態は悪化している。

・従って、女性たちは軍事予算のモニター、非核化(核実験反対)、国連改革(拒否権なくすなど)、紛争被害者の保護、被害の記録化、平和教育、研究、人権教育、軍事基地撤去、紛争下の性と生殖の権利保護、伝統文化の名のものの暴力撤廃などにとりくむべきだ。

VAWW-NET Japanとしてもこの分科会で明らかになったアジア太平洋地域の現在の紛争の状況や課題とつなげて、「女性国際戦犯法廷」を成功させなければと思いました。



が殺されて以来、消息を絶っている。東ティモールに入ったオーストラリアの視察団の国会議員は、軍が住民たちの間からきれいな娘たちを選び出し自分たち用の「おもちゃ」とすることがもう20年も続いている、と聞かされた。クマラスワミ国連「女性に対する暴力」特別報告者が今年発表した報告によれば、インドネシア軍の構成員による強かんは、東ティモールの他にもアチェやイリヤン・ジャヤで、拷問、住民を威嚇する、親族男性に対する報復、隠れている親族が出てくるように仕向けるなどのため、組織的に利用されている。

東ティモールは軍事地域と判断されているので強かんも一般法廷ではなく軍法会議にかけられるだけである。インドネシア国内法では強かん罪の成立には2人の証人の証言が必要とされるが、証言しようとする「殺す」と脅迫されるので、女性は「決して公にならない恐怖が支配する王国」で生きてきた。結婚前に強かんされた娘たちの多くは今も未婚で、インドネシア人の子を産んだという汚名のもと、貧しさだけでなく、自分の子どもの姿を見るたびに強かんの記憶がよみがえることにも苦しみながら生きている。

来年の年国連女性会議に向けて アジア太平洋NGOシンポジウム、タイで開催 武力紛争下の性暴力の実態が報告され、行動を提案 松井やより

北京世界女性会議から5年後の2000年に米国で開かれる国連女性会議に向けてアジア太平洋地域の民間女性たちがNGOレポートをまとめ、タイのカセサート大学で8月31日から9月4日までシンポジウムを開いて21世紀の女性運動について話し合いました。

日本からの30余人を含め27ヶ国約400人が参加、北京行動綱領の12の分野ごとに分科会を開いて討論しました。「武力紛争と女性」分科会にはVAWW-NET Japanの松井と沖縄の「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」の高里鈴代さんらが参加。

この分科会では現在紛争が起きている地域の女性たち(一部は男性)40人ほどが、女性への暴力の実態や紛争による生活困窮、難民化などさまざまな被害状況を報告し合いました。

まず、紛争には次のようなパターンがあることを確認しました。

1. グローバルな軍事経済的支配(米国などの)

2. 国家間の紛争
3. 国内紛争(少数民族、宗教的地域的対立、国家建設要求、イデオロギー支配、国家による暴力など)で、さらに過去から現在までの武力紛争、および、武力紛争でない紛争(軍事基地など)も含めることにしました。

各国の紛争について最新情報を報告し合いました。

・アフガニスタン-イスラム原理主義勢力タリバン支配のもとで、女性たちは外出も許されず、学校へ行くこと、外で働くことさえ禁じられている。パキスタンに難民として出ている人々は生活も困難をきわめ、未来に希望もなく苦しんでいる。

・インドネシア-東チモール、アチェ、西バプアで軍隊と民兵が残酷な暴力をふるい、女性は性暴力の犠牲になっている。インドネシアでの昨年の暴動のさいには中国系女性が多数強かんされて殺されたり、自殺に追い込まれた。各地で乳房を切るなど

元軍人聞き取り調査の中間まとめを行います アンケート用紙回収にご協力を！

元軍人アンケート調査チーム

四苦八苦で聞き取り調査を進めて下さっている皆さん、本当にご苦労様です！このところ少しずつアンケート結果が戻ってきています。先日、思いがけなく長野県の男性が送ってきてくださいました。既に、1人で5人の聞き取りを行った方もいます。締め切りは12月末ですが、中間報告会を開いてほしいとの声があり、これから聞き取り調査を行いたいという方のためにも中間報告会をもって苦労話や様子など交換したいと思います。

これまでに集まったアンケートは、ルソン島(カボナツアン、マニラ)、レイテ島、セブ島、ニュー・ブリテン島(ラバウル、ツルブ、トーマ、ウルブ)、南京、武漢、海州、上海、ノモンハン、ビルマ(ラングーン)、スマトラ島、ジャワ島、スンバワ島、フローレンス島、チモール、ニコバル島(アンダバン)などに行った軍人の回答です。



◆ 慰安所体験

- ・古年兵に連れて行かれた。断れなかった。3回ほどはできなかったが、4回目に行った時の「慰安婦」が綺麗な女性だったため夢中になり、その後は休みの度に慰安所に入り浸った。
- ・漢口で、年上の兵隊に連れて行かれた。行ったときは童貞だったが、朝鮮人「慰安婦」にほだされ、20回通い続けた。
- ・慰安所は「不潔」だという理由で行かない兵隊もいたが、半分は入り浸っていたのではないかと。
- ・司令官はあまり目立っては困るので、副官だった自分が別の町にお連れした。
- ・休みの日には慰安所以外遊びに行くところはなかった。
- ・1発1円、1時間2円。衛生サックは自分が衛生兵だったため、休みのたびに兵隊たちに手渡した。それでも性病が多くて困った。
- ・いつも兵隊が列を作っていた。馴染みの「慰安婦」ができて、大抵、同じ「慰安婦」のところに行っていた。
- ・いくらサックを渡しても使わないので性病が多く、衛生兵の自分は性病の手当を頼まれて大変だった。
- ・はじめの3回は、経験がなくてできなかった。
- ・自分は連隊副官だった。御用商人に経営を依頼し、軍は管理と検診を行っていた。慰安所の建物は軍が探した。自分は副官で宣傳班として兵隊の娯楽・健康面に気がついた。兵隊40人に「慰安婦」1人を基準にした。
- ・初年兵で慰安所に行って性病に感染すると、「初年兵のくせに遊びに行った」と古年兵に殴られた。
- ・軍人500人くらいの駐屯で「慰安婦」10人ほどが基準。

◆「慰安婦」について

- ・朝鮮人「慰安婦」はほとんど身の上話をしなかった。中国人「慰安婦」は故郷に送金していることや子どもがいることなどを話してくれた。
- ・確か、「特殊看護婦」という言葉を使ったと思うが、そう言われ給与もいいと言われて船に乗せられた。連れて行かれたところが漢口だったと話していた。
- ・みんなが考えるほど暗いものではない。自分が帰国するときに送別の写真を撮ると言ったら喜んで出てきて一緒に撮った。(写真提供) 着物を着ているのは朝鮮人「慰安婦」。
- ・強制連行は皆無だったとは言えないだろうが、皆、納得して来ていた。
- ・雲霧から分屯中隊に「慰安婦」を巡回奉仕にやるときに、哀調のたゞよう風景だった。
- ・看護婦ということで来たら「慰安婦」だったと悲しんで話した朝鮮人「慰安婦」がいた。
- ・民間経営の慰安所の経営に関わった。「慰安婦」は前借金で日本から連れていった。九州や大阪で集めた。集めるのはぜげんに頼んだ。

◆慰安所は必要だったか？

- ・強かんは犯罪だ。しかし、戦争の時は仕方なかったのではない。命も失わず、兵隊は毎日、女とセックスの話ばかり。自分は「慰安婦」に感謝し、愛していた。
- ・当時は、悪いこととは思わなかった。若い兵隊は純真に女のところに行き、女も兵隊をかわいそうに思っていた。
- ・自分はもともと女を金で買うことには反対だ。しかし、慰安所に行ったのは戦争の時の異常心理。もう命はない、明日にも死ぬかも知れないという気持ち。
- ・師団長クラスでも50歳くらいで若い。セックスなしでは無理だ。満州の新京では司令官はハルビンに行ってもらい、白系ロシア人の女を抱かせた。
- ・明日の命が分からぬ時には女性が必要である。

◆強かんについて

- ・ある日の夕方、みんなが目色を変えて走っていく。行ってみると泣き叫ぶ母親を兵隊が取り囲み、少女のズボンを無理矢理脱がせ、1人の兵隊が強かんしているところだった。その回りを兵隊が取り囲み、見物していた。その兵隊は部隊の中でも一番優しい兵隊だった。悪い人ではなく優しい人がレイプしているのに驚いた。
- ・強かんは「良家の子女」を犯すことなので絶対にだめ。自分も(副官・大隊長)強かんした兵士を軍法会議にかけて処罰したことがある。
- ・強かんした兵隊は宣撫のため重営倉に入れられて罰せられた。

ここに紹介したのは一部です。聞き取りをされた方から「心配していたがスラスラ話してくれてかえってびっくりした」「話を聞いてイメージがつかめた」といった声も出ています。

すでに終えたアンケートは、できましたら今月末までに事務局に送って下さい。宜しくお願いします。これからご協力をお願いします。



ロサ・ヘンソンさん作

委員5名の顔ぶれに国連人権関連組織の意気込みが表われていると見てよいのではない。ロビンソン高等弁務官はつい先日、ピノチェットの引き渡しを認めるイギリスでの決定を歓迎して、声明を出したばかり。国際社会は明らかに「不処罰の循環」を断ち切る意志を実行に移し始めている。しかもうち3名が女性ということは、東ティモールでの性暴力の実態が国連の中で認識されていて、取り組む決意を明白に表明したと見ていいのではない。惜しむらくは、この調査委員会の調査の対象期間が1999年1月以降となっているらしいこと。恥ずかしいのは、日本政府が先日「棄権」した東ティモール関連の決議というのがまさしく、この調査委設置の決議であったこと。ベロ司教も厳しく批判しているように、日本政府のこの態度は国際社会の良心に逆らいインドネシア政府に加担する行為にしか見えない。人権侵害行為の調査には実質的に反対しながら自衛隊機の派遣はさっさと「検討を始める」日本政府。委員会の構成から国際社会の動向を読み取れない(読み取っているとしても国際社会の批判を招くような行動しかできない)「外務」省は、戦前とどこが違うのか？ 日本政府が自衛隊を派遣しようとしている西ティモールでは、「難民」のうち大半(推定15万人)は国軍と民兵の混成部隊により強制的に連れてこられた

東ティモールの性暴力

(豪シドニー・モーニング・ヘラルド紙1999/9/13、ルイズ・ウィリアムズ記者、レオニー・ラモント記者の記事より抜粋)

東ティモールの北部に、教会が運営する孤児院がある。20年前、インドネシアが東ティモール侵略を開始した当初、孤児院は親を殺された東ティモールの子どもたちであふれた。しかし今いるのは大半がインドネシアとの混血の子どもたちである。インドネシア軍は戦争の手段として、被害を受ける女性の父親や夫を心理的に苦しめるため、女性たち

人たちで、現在も収容先のキャンプで実質的には「難民」でなく「虜囚」状態にあり、しかも男性は独立反対派兵力に加わることを強



インドネシア大使館前で抗議の声を上げる人々

要され、断れば殺されてきたために、今ではキャンプにいるのはほとんどが女性と子どもだ。このような状況で現地の人たちにほんとうに役に立つ適切な支援活動ができるのは、「東ティモール市民平和救援プロジェクト」などこれまで永年にわたって東ティモールを支援してきた人々、海外協力のあり方を模索してきた人々だ。日本政府にできる最善の努力は、泥縄式対策を考えたりこの機会を別の意図に利用しようとしたりしないで、こういう市民のイニシアティブに資金を提供すること！(国際チーム)

を意図的に強かんしてきた。その結果生まれた子どもたちの多くを教会が養育している。東ティモール社会ではおおびらに語られることはなく、子どもたちが社会から拒否されているわけではないが、インドネシア軍の強かんによって生まれたことを皆が知っているという。この話を同紙に伝えたシスターは、今回の治安悪化でカトリックの僧侶や修道尼

ました。(詳しくは講演録を参照) 決議の中で「自国の軍隊に対する適切な指示や訓練」に触れている項目を指摘し、自衛官や警察官に対してどのような教育が行われているのかを調査、あるいは、教育プログラムをつくるなど、来年の人権委員会や人権小委員会では、決議にもとづいて、私たちはこれをしました、と示せるようになったら良いのでは、ととてもきびしく、あたたかい助言をいただきました。

このことは、国連とNGOの在り方にも関係してくる問題だとも言われました。各国のNGOがそれぞれの取り組み組んでいる問題について関係者にこれだけ働きかけたけれども、改善されていない、そ



の上で国連の、専門家の力が必要だということで人権委員会、人権小委員会に集まる。専門家たちはその訴えを聞き、委員は問題解決のための助言をし、あるいは、政府の違法行為を指摘する、国連とはそのような場であると言われました。

「慰安婦」問題を知った委員やNGOは当初驚き、この問題を未解決のまま放置してはならない、繰り返してはならないと、被害国や日本のNGOの支援をしたのだと、改めてレクチャーを受けました。同じことを繰り返し訴えるだけではなく、今年1年間の調査結果や活動報告を世界各国から集まる委員やNGOに届けたいと思いながら帰国しました。皆さん一緒に取り組み始めませんか？

国連人権高等弁務官、東ティモール調査委員会を設置

メアリー・ロビンソン国連人権高等弁務官は10月15日、東ティモール人権侵害の調査委員会の構成を発表した。委員は5名。10月中旬にジュネーブで何回か打ち合わせを行った後現地入りし、今年12月31日までに事務総長に結論を報告する。調査委は、人権委員会が東ティモール緊急決議で9月27日、事務総長に対し「アジア人権専門家の適切な参加と、インドネシア人権委員会や関連の国連特別報告者との協力の下に」設置するよう求めたもので、事務総長が28日、人権高等弁務官に構成を委任。「将来の行動について事務総長が必要な勧告を行えるよう」、また「安保理、総会、人権委員会に対し報告を提供できるよう」調査を行う。(人権委決議1999/S-4/1) 発表にあたってロビンソン高等弁務官は「我々が東ティモールの人民に対する責任として行わなければならないのは、重大な

人権侵害行為について凄まじい話がいくつも伝わっているがこれらを真剣かつ客観的に調査し、如何なる犯罪行為についてもその責任を問うことである」と述べた。委員長に指名されたソニア・ピカードさん(女性、コスタ・リカ)は法学者で現職の国会議員、元駐米大使やアメリカ諸国人権裁判所の判事を務めた。ジュディス・セフィ・アターさん(女性、ナイジェリア)は元女性問題・社会開発大臣、人権小委の委員を10年にわたって務め、イタリアやギリシャへの大使、人権委ナイジェリア代表などを歴任。A・M・アーマディさん(男性、インド)は元最高裁長官、マリ・カビさん(男性、バブア・ニューギニア)も元最高裁判事、ザビーネ・ロイテウッサー＝シュナレンベルガーさん(女性、ドイツ)も元判事で元ドイツ連邦司法大臣、現在も国会議員(人権・人道支援委員会)。

中国の慰安所調査を終えて

西野瑠美子

9月1日から、南京研究会と日本の戦争責任資料センターのメンバーと一緒に上海と南京の慰安所調査に行ってきました。上海では上海師範大学教授であり、中国「慰安婦」研究センター所長の蘇智良さんに案内していただき、数カ所の慰安所跡地を回り、地元の住民から聞き取りを行いました。

訪中2日目に、1933年に設置された陸軍慰安所跡地に行きました。「慰安婦」問題が浮上した頃、麻生徹男軍医の具白書で知られた「楊家宅の娯楽所」のあったところでした。しかし、所在地はこれまで言われていた「楊家宅」ではなく翔殷路と民星路の間にある「東沈家宅」であることが分かりました。当時、陸軍は慰安所を立てるために住民を立ち退かせましたが、現地で、住民立ち退きの被害者である沈美さん(68歳)にお会いすることができました。沈さんは当時子どもでしたが、住まいを追い出されたため仮設の家を造ろうと

材料を探していた父親が日本軍人に殺されたり、その結果、生活苦に陥り妹を手放さざるを得なくなるなど当時のつらい体験が今も癒えず、「あの頃のことは話したくない。話すと気持ちが高ぶってくる」と怒りをぶちまけられ涙ぐまれました。沈さんの母親は「慰安婦」から「逃げたくても逃げられない」と聞いており、また沈さん自身も慰安所のごみ捨て場に性病治療薬の606号の空容器やコンドームが捨ててあったことや塀から慰安所内部を目撃していました。

また、南京でも数カ所の慰安所跡を確認しましたが、日本軍は「慰安婦」にする女性を集めるために中国人(漢奸)を使って難民収容所から女性たちを駆り出していたことなども分かりました。軍が直接手を汚さずに中国人に「慰安婦」を集めさせるといった手口の一つにも徴集における日本軍のシステムが窺え、こうした取り残されてきた実態を明らかにすることこそが女性法廷の役目ではないかとつくづく感じました。

こんなものを作りました - ビデオ塾 -

この夏、ビデオ塾では「私たちは忘れない」と「ひとつの史実～海南島「慰安婦」の証言」の英語版を完成させました。これまで海外のNGOから度々要請されていたものが、やっとできたところです。ナレーターはそれぞれ関典子、符祝慧、ディレクターを渡辺美奈がつとめました。自信作です。

すでに大越愛子さんがドイツの学会に招かれた折りに広めてくださり、「2000年法廷のPRもしっかりしてきた」とのこと。渡辺もアメリカ各地に配って回りました。

英語圏でビデオによる広報活動が必要と思われる地域・グループ・人について、お心当たりの方、購入を希望される方は連絡をお願いします。

またビデオの外国語版は、様々な活動をしているNGOでも「作りたいけど難しそう・・・」と思って諦めているのではないかと思います。そのような方々のためにただいま、「メッセージは海を越えて～英語版制作入門」(仮)というマニュアルビデオを作成中です。ディレクターは青野恵美子。年内の完成を目指していますので、こちらもよろしくお願いします。

ビデオ関係のお問い合わせは FAX:03-3305-8539

E-mail:erimomo@jca.apc.org (池田) まで。



神奈川県警・深山前本部長に退職金を払うな

「知っていた上司」は実行犯と同罪！

関 典子

今回発覚した神奈川県警の一連の違法行為はひどすぎる。それも、「性暴力の被害女性に交際を強要した」とは、捜査担当者によるセカンド・レイプどころでは、それだけで立派な性暴力犯罪だ。「チカンは犯罪です」と、日常の中の性暴力を犯罪と明確に認め、女性担当者を増やすなどの試みがようやく端緒についたところだということに、その先駆けをきいたはずの神奈川県警がこのありさまだ。「今までの努力は水の泡どころか、120%以上巻き戻したよねえ、性暴力の被害に遭ったら警察には絶対行くな、もっとひどい目に遭うぞってことじゃない」と友人と怒っていたら、今度はなんと、証人の女性が交際を強要されたという。これではまさに、被害に遭いたくない市民は、事件を目撃しても通報せずにひたすら警察から逃げろ、ということになるではないか。しかも、上層部はこうした事実を知っていながらまともな処分も再発防止の努力もせず、発覚して後もウソだらけの弁明をしている。ますます怒っていると今度は本部長が「辞任」するという。「懲戒解雇」ではない。つまり退職金は払われるのである。冗談じゃない！

日本の司法関係者は耳の穴をよーく掃除して聞いてほしい。国連人権委員会「女性に対する暴力」特別報告者クマラスワミさんは昨年、女性に対する暴力のうち国家権力が実行または黙認する暴力をテーマに、武力紛争下のものと拘禁下で行われるものに大別して報告し、勧告でこう明言した。「国家は、拘禁中に行われた暴力について補償救済の仕組みを備えるべきであり、加害者の責任を国内法で問うべきである。」

「国家は、警察や監獄の職員に対し、ジェンダーに配慮するための訓練を継続的に行うべきである。」(E/CN.4/1998/54, II-G,

Recommendations) 拘禁がとりあげられるのは密室では特に危険が高まるからであって、拘禁中でなければかまわないという趣旨ではもちろんない。また、昨年のマクドゥーガルさんの報告書(E/CN.4/Sub.1998/13)は、戦時・性暴力について「命令責任の法則により」上官などの当局者は「部下が行った犯罪に責任がある」として、旧ユーゴの事例で性暴力が行われたことを知っていてその命令を出した者を処罰しなかった上司が国際法廷に起訴された例をあげた(第76項、78項など)。不法行為があったと知っていて再発防止の措置を採らない上司は、実行犯と同罪とされ得るのだ。戦時でもここまで責任を持たなくてはならないのに、「平時」の日本はどうなっているのか？

国連まで持ち出さずとも、日本の法律でも、犯罪隠しに加担したら罪を問われることになっている。どう考えても神奈川県警上層部の人々は有罪である。県の人事部に抗議の電話はかけたが、本部長の身分は国家公務員で、処分を決めるのは県レベルではなく国家公安委員会だそうである。県警には新しい本部長がすでに着任してしまっていますが、みなさんも国家公安委員会にどんどん抗議の電話をしてください！



NGOの役割とは？

・ ジュネーブ国連人権省委員会ロビー活動から ・

平川奈保美

8月16日午後、ジュネーブで開かれていた国連人権小委員会第6「奴隷制の現代的諸形態」の議論が始まると委員が次から次へと発言。いずれもゲイ・マクドゥーガル特別報告者の昨年と今年の報告を歓迎するものでした。そして、数人の委員が「慰安婦」問題に言及し、「これは歴史の問題ではない、現在の問題」「この問題が解決できないのは歴史の問題だからなのか」と早期の解決を求める発言をしました。

ラディカ・クマラスワミ特別報告者につづく、マクドゥーガルさんの「武力紛争下の組織的強かん・性奴隷制および奴隷類似行為に関する」最終報告書が昨年提出され、国連での「慰安婦」問題の議論は既に出尽くしたではないかと言われていました。6月の来日時に改訂版をまとめているとマクドゥーガルさんは強調していたので、ジュネーブでの議論は今年で最後かもしれない、取り合えず改訂版が出たら彼女にVAWW-NET Japanとして声をかけなくては、というとても複雑な思いで人権小委員会のロビーングを決意しました。

ところが、週末をはさんで1日遅れではじまった議論は驚くものでした。それまでの議論に出席していなかったマクドゥーガルさんは15分間の口頭報告を行い、「これらのレイプ・キャンプの被害者に対し、いかなる救済も、公的賠償も行われてきていない、法的責任の公的認知もされてきていない。そして誰も訴追されていない。…よって、日本政府は国際法のもとでの責任を十分果たしていない。」と「慰安婦」問題に言及しました。

中国の委員が長々と日本の問題だけについて話したのを皮切りに、マクドゥーガルさんの発言を引用して「この問題に関し、国連の機構が機能していないと感じることは非常に心苦しい」「これは歴史の問題ではなく、どちらかと言えば現在のそして将来の問題である

からこの問題に真剣に取り組まなければならない」とコメントするウガンダ出身の委員や、抽象的に「なぜこれはまだ問題として残っているのか。解決にはまだ時間がかかりそうだ」というものまで、様々な発言がされました。

決議案がまとまるまでのことやその後採択にいたるまでのロビーングについては、スペースの関係上、また8月のニュースなどで報告しましたので省略いたします。叩き台など私がロビーングの過程で手に入れたものがありますので、決議案編成過程を知りたい方は御連絡ください。

今回の成果は、人権小委員会が戦時組織的強かんや性奴隷などの「侵害行為に関する国家や個人の権利と義務は、国際法の問題として、平和条約、平和協定、恩赦、その他如何なる手段によっても無効にするはできない」という決議を行ったことではないかと思えます。

この段落が入った経緯をある委員に聞いたところ、シエラレオネのことを考えて書いたと言われました。ほとんどの委員もそのつもりでいたようですが、「慰安婦」問題に取り組んでいる韓国や日本からの参加者は「これは日本のことを指している」と受け取りました。決議案採択後、数人の委員に確認したところ、もちろん日本も入っていると聞き、安堵しました。しかし、この点ばかりを来年の人権委員会で強調すると、そのように考えていなかった委員も反対側に回る可能性が大との忠告も受けました。

また、「慰安婦」問題に取り組んでいる人たちは、過去の問題を繰り返さないために活動しているとは言え、実際に実践しているのか、と委員に聞かれたことが私自身とても印象に残っています。この点については6月の講演会でマクドゥーガルさんも触れてい

国際刑事裁判所 (ICC) 予備委員会レポート (1999年7～8月)

今年7月26日から8月13日まで、昨年7月のローマ会議の開催から2回目の予備委員会が開かれました。この委員会にはフィリピンのインダイ・サホルさん、「女性国際戦犯法廷」の憲章草案をまとめてくださったヴァヒダ・ナイナールさんなどが出席しました。VAWW-NET Japan も昨年7月に松井代表が会議に出席しましたが、今回は誰も出席できなかったため女性コーカスから報告を引用、翻訳し、結果をご報告します。

はじめに

今回の委員会では、国際刑事裁判所の規定とともに用いられる実施上書について、各国の代表委員によるはじめての話し合いがもたれました。この規定には「手続きと証拠に関する規定」や、「要素に関する添付文書」とよばれる裁判所の権限の範囲における犯罪の要素や定義を載せた文書があります。

女性コーカスは1997年2月以来、国際刑事裁判所の設立の過程を見守りながら、ジェンダーが原因となった犯罪が規定で正しく認識されるように、あるいは裁判所設立の過程でジェンダー統合へのコミットメントがなされるように監視してきました。今回の一連の準備委員会では、「手続きと証拠に関する規定」や犯罪の定義を載せた「要素に関する添付文書」に関する交渉と最終決定が行われましたが、私たちははその様子も監視しました。国際刑事裁判所の規定にジェンダーの要素を盛り込むことに成功しても、細かい規則や要素には反映させないといった妨害や攻撃にあう可能性があるため、この過程は1998年7月のローマ条約会議のために私たちがおこなった監視活動と同様にとても重要なのです。

ジェンダー・性暴力犯罪についての意見はあいかわず様々で、ほかのどの議題よりも激しい論争を巻き起こしています。予備委員会に先だって、1999年6月にシシリーのシラクエサで開かれたセッション間会議で、女性コーカスの私たちはこれから何かがおこるのではないかとこの気配のようなものは感じていました。その会議では、私たちの見解、特に性暴力犯罪の証拠の項における「協力と過去の性行為が無いこと」に関連する主張は激しい反対と抵抗を受けたのです。

準備委員会にたいするコーカスの関心事

詳細について書く前に、この委員会での重要課題についてまとめておきたいと思います。「手続きと証拠に関する規定」でのおもな論点は以下の通りです。

- a) 被害者の訴訟手続きへの参加: 「規定」は、国際刑事裁判所の法規の条項が、被害者と証人が真相究明、確認、裁判、控訴のすべての適切な段階で訴訟に参加できることを含むよう規定するべきである。
- b) 被害者と証人の保護: 「手続きと証拠に関する規定」は、証人が非常に例外的なケース、特に証言することによって証人やほかの人が死や重大な身体的、精神的危険にさらされる場合、被告人の権利と同様に、匿名で証言する可能性があることを明らかに否定してはならない。
- c) 性暴力に関する証拠の規則: 「規定」は性暴力事件では、差別的で扇動的な証拠を排除しなければならない。
- d) 精神科医やカウンセリングと患者の間の特権: 「規定」は、被害者・証人センターでの個別のセラピーやカウンセリングで作成されたカウンセリング記録の開示を防ぐために、精神科医とカウンセラーと患者の間の特権が認められることを含むべきである。
- e) 法廷助言者の参加: 「規定」は、裁判所が国家や組織あるいは個人から法廷助言者の指示を仰いだり受けることを認めるべきである。これは裁判や控訴だけではなく、訴訟のすべての段階で認められるべきである。

●犯罪の定義についてのべた「要素に関する添付文書」におけるおもな論点は以下のとおりです。

- a) 性暴力は個人に対する犯罪である。「添付文書」は、レイプやその他のかたちの性暴力行為そのものが犯罪であるということに加えて、裁判所の権限の範囲内での人間に対するそのほかの犯罪をも構成しようということを規定するべきである。
- b) 一般的要素: 「添付文書」の文章に関し、意思の有無がほとんどの性暴力犯罪の要素として記載されているが、削除されるべきである。
- c) 性暴力の定義: 性暴力犯罪の定義は犯罪の性質を反映したものであるべきで、差別的な要素

や要求をもつべきではない。米国が作成した「要素」あるいは「定義」のペーパーに書かれた定義の多くは、性暴力犯罪の本質が正しく反映されておらず、法的にはなんら根拠のないものである。

d) 強制のある状況：性暴力犯罪における強制、あるいは義務的な要素は、従来の「強制」といういい方ではなく、「結果的に強制をもたらした状況」というように記載されるべきである。

女性コーカスによる準備と参加

1ヶ月に及ぶ準備作業と吟味の末、準備委員会のために二つのおもな文書、「要素に関する添付文書」と「手続きと証拠に関する規定」についての提言と解説文を作成しました。これらの文書で私たちは、準備委員会での討議の基本となった文書の問題点を指摘し説明し、十分に準備した説明と正当性の主張とともに提言をし、代替案を提示しました。また、他にも「構成と運営（規定の第5部）」と「補償」に関する二つのペーパーを作成しました。被害者の参加と保護に関する適切な規定の必要性、重要性および妥当性を理解してもらうために、私たちは準備委員会中に旧ユーゴスラビアとルワンダで国際戦犯法廷を開いた経験のある専門家らを招き、二つのパネルディスカッションを企画しました。その内の一つでは、ルワンダでのジェノサイドの被害者がこの問題について意見を述べました。

私たちはいつもどおり世界中の女性を代表委員として派遣しました。グアテマラ、エクアドル、南アフリカ、スリランカ、グルジア、コンゴなど世界各地から20人あまりの女性がロビー活動をし、公式、非公式の会合に出席していた代表委員に対してジェンダーの視点をもつようと訴えつづけることができました。またロビー活動のおかげで私たちは第1週目に、性暴力犯罪の要素に関する見解にたいして驚くほどの支持を得ることができました。

公式討議の議事録

公式討議でコーカスが関心をもっている問題についての要約です。この討議の中には、非公式な会合、とくに犯罪の要素のワーキンググループとの会合で行われた際に討議の雰囲気が変わってしまったために、まだ議論の余地のあるものもあります。しかし、どの国がその問題に関し賛成にしろ、反対にしろ発言したのかという点について、

また何が彼らの関心事なのか、何が分からないのかをはっきりと理解していただくためにこの要約を載せます。

予備委員会の討議は午前と午後のセッションにわたっておこなわれました。つけ加えるまでもなく、この条項でもっとも広く議論を呼んでいるのは8(2)(b)(xxii)の性暴力に関するものです。ここではまる犯罪はレイプ、性奴隷、売春の強要、妊娠の強要、不妊手術の強要やそのほかのかたちの性暴力です。最初の数日間、コーカスの意見は「要素」に関する公式討議で大変な支持を受けました。やがて、これらの犯罪の要素に関する討議はいくつかの非公式討議に持ちこまれました。NGOは非公式討議に出席することができない上、他の言語への通訳がされないことが多いため非英語圏の人たちの参加が制限されてしまいます。その結果、女性コーカスの意見を支持してくれた多くの代表メンバーが非公式討議に出席することができませんでした。また、多くの代表メンバーが一人で出席していたため、同時に行われているほかの公式討議に出席しなければならず、非公式討議には出席できませんでした。そのため、非公式討議では、コーカスの見解を支持する人たちの人数が若干減ってしまいました。この討議でのおもに影響力をもったのは、アメリカ合衆国、スイス、オーストラリア、カナダ、ボスニアでした。

「要素」についての非公式討議で最終的に出来上がった文書は満足のいく部分があれば、そうでない部分もあります。たとえば、レイプ犯罪における強要の要素はとて広く定義され、威圧の要素も含まれることになっています。しかし、不妊手術の強要という犯罪については、女性コーカスが提案した文言「被告人が一人あるいはそれ以上の人間の生物的生殖能力を奪った」で定義されているものの、産児制限のためにおこなわれることは当てはまらないという、とても歓迎できない脚注がついています。全体会では最終文書が読まれ、内容の正確性を問うやりとりがなされましたが、メキシコは不妊手術の強要の定義につけられた脚注に問題を感じるため、それについて発言する権利をもちたいといって介入しました。（女性コーカスからの抜粋、翻訳・国際チーム）

